

明治初期日朝交渉における書契の問題

石田 徹*

1. はじめに

明治初期の日朝外交停頓は、明治維新によって徳川政権から維新政権へと政権交代した事実を朝鮮側に通告しようとした時から始まった。対馬藩が朝鮮に派遣した使節が持参した書契（外交文書）が従来の書式を逸脱していたため、朝鮮がその受け取りを拒否したのだった。日朝両国はその後8年にわたり、この問題をめぐって議論することになった。その過程で日本では征韓論⁽¹⁾がいくつも現れ、また結局は江華島事件による朝鮮の開国を招き、そこから日本の朝鮮に対する干渉・侵略が始まっていったという点で、当時の日朝関係、ひいては現代の日韓・日朝関係を考える上でも重要な8年間だったと言える。なぜ日朝間の交渉は暗礁に乗り上げざるを得なかったのか。

本稿の課題は、その8年間で研究対象とし、この間数度作成された書契と、その書契の実質的「書き手」に注目して、それら書契をめぐる対馬と朝鮮、明治政府と朝鮮との交渉におけるそれぞれの書契問題の意義について考察することである。特に注目する書契は、交渉の最初に作られた「戊辰書契」と、その後明治4年末に作られた「壬申書契」の2つである。この2つの書契は共に「日本」から朝鮮への国書ではあったが、その表現の意図するところに注目するとそれぞれ別の「書き手」だったことがわかる。「書き手」の一方であった対馬藩の主体性を見ることで維新期に見られた「国民国家化」の一樣相をわれわれは知ることができるであろう。さらに、書契を介した日朝間

——対馬と朝鮮、明治政府と朝鮮それぞれの間の相互認識を追いつながら、明治初期の日朝外交が行き詰まっていく過程を明らかにしたい。

この書契受け取り拒否という問題は、この時期の日朝外交を扱う研究で「書契問題」として必ず言及されてきたことである。しかし、従来の研究⁽²⁾では書契問題で問題とされた書式の変更点に言及するのみで、なぜその変更が行われたのか、その変更が意味するところは何だったのかについての考察が弱かったように思われる。また、もう1つの疑問として、明治初期の日朝交渉の中で日本側は数度にわたって書契を作成し、その過程で次々と書式を変更していたのだが、この問題については、これまでさほど注目を浴びてこなかったのではないかという点がある⁽³⁾。これらの疑問は、なによりも従来の研究がこの時期の日朝交渉の全体的な流れの理解を深めることに注力して、問題の発端であった最初の書契問題のみを大きくクローズアップし、その後の過程で作成された書契は一連の流れの中の一コマとして扱っていたことに起因する。しかし、日朝交渉は書契が常に中心議題だったのであり、われわれは一連の流れの中の一コマとしてでなく、より書契に注目して然るべきであろう。それぞれの書契に即すことで、従来言われていた書契問題以外にさらに重大な書式変更を行った、いわば2番目の書契問題とその意義が明らかになる。さらにこのアプローチによって、明治維新後の「日本」というものがどのように立ち現れてくるのかもより明らかなものとなろう。

また、本稿で考察する問題は「二元的」であった日本側のアクターの問題であり、さらには朝鮮を加えた三極構造の中での相互認識問題である。荒野泰典氏が提示した「外務省による外交権の一

* 早稲田大学大学院政治学研究科博士課程

元化」という視角によって⁽⁴⁾、日朝関係の「近代的再編過程」としての対馬藩と外務省とのせめぎ合いという興味深いテーマが浮き彫りになったことは事実である。しかし、この視角では外務省への一元化が強調されるため、日朝交渉の中で対馬藩が持っていた主体性が見えにくくなる。さらに、この「一元化過程」のアプローチの中で論じられてこなかったのが、朝鮮側の日本観の問題である。果して朝鮮は「二元」状態だった「日本」をどのように認識していたのだろうか。

本論に入る前に、対象とする時期の日朝外交の過程を概略的に述べておく。書契の内容を基に考えると三期に分けることができる。前期は慶応4（高宗5・1868）年戊辰3月23日から明治3（高宗7・1870）年庚午9月17日の吉岡使節団派遣辞令発令の日までとする。ここで問題となる書契は従来書契問題といわれる時に言及される書契であり、先問書契（＝裁判書契）と大差使書契の2種類あるが本稿では共に「戊辰書契」と呼ぶ。「戊辰書契」から浮かび上がる書き手は対馬藩である。明治維新後の日朝外交は、慶応4（高宗5）年戊辰3月23日（1868年4月15日）維新政府から対馬藩主宗義達（のち重正と改名）宛に下された「王政御一新」通告の命令書から始まる。明治元年⁽⁵⁾9月29日（1868年11月13日）、対朝鮮外交の慣例に従い、対馬藩はまず川本九左衛門を先問使として派遣し、さらに同年12月11日（1869年1月23日）樋口鉄四郎を大修大差使として釜山草梁倭館へ派遣した。この時彼らが持参した書契、本稿で言う戊辰書契は慣例に反しているとして朝鮮側はその受け取りを拒否した。その後対馬藩が状況の改善に努めたがその努力は実らず、一方で明治政府は政府独自の外交ルートを探索し始め、明治2（高宗6）年己巳12月から翌明治3（高宗7）年庚午3月にかけて、外務省から調査団（長：佐田白茅）を派遣した。外務省はこの調査結果を受けて同年10月に外務省員を正式な使節（長：吉岡弘毅）として朝鮮に派遣する。

中期は明治3（高宗7）年9月17日から明治4（高宗8）年辛未11月27日までである。この時の書契は「明治3年書契」と呼ぶことにする。この書契からは従来の書契の慣例を踏まえた外務省という姿が現れる。吉岡使節団は明治5（高宗9）年壬申6月まで釜山草梁倭館で状況打開を模

索した。中期はこの吉岡使節団が交渉の努力を尽している明治4（高宗8）年11月27日までとした。その理由は11月27日に「戊辰書契」やそれまでの外交方針とは異なる書契、「壬申書契」の草案が作られたからである。

後期は明治4（高宗8）年11月27日から明治8（1875）年9月3日（高宗12年8月4日）までとする。後期の書契から浮かび上がる書き手は従来の慣例にとらわれない明治政府である。後期の書契は2通あり、1つは明治5（高宗9）年3月20日にその謄本が朝鮮側に渡されたもので、この書契はその後明治7年9月（高宗11年7月）の折衝で「壬申書契」と呼ばれるので、本稿もそれに従い「壬申書契」とする。もう1つは明治8年3月から始まる交渉で用いられたもので「明治8年書契」と呼ぶことにする。「壬申書契」を携えて明治5（高宗9）年3月20日に行われた吉岡使節団最後の折衝の試み（館倭欄出）は失敗し、膠着する日朝外交はさらに状況が悪化し、草梁倭館在住の日本人の大半を引揚げさせることになった。同年9月には外務大丞花房義質が引揚げの事後処理のため渡韓、それにより草梁倭館は日本外務省に「接收」され日本公館となる⁽⁶⁾。以後明治7年5月（高宗11年3月）まで日朝間の交渉は途絶える。明治7年5月7日に森山茂が予備折衝のため渡韓、8月から9月（陰暦7月から8月）にかけて朝鮮側と会談する。その成果を受けて翌明治8年2月から5月（高宗12年1月から4月）にかけて森山が理事官として再度渡韓して交渉に当たることになる。この時は「明治8年書契」が朝鮮側に渡された。この時の交渉もまた結局成果を上げることはできず、外務卿寺島宗則から森山茂に対して帰朝命令が下った明治8年9月3日（高宗12年8月4日）を以て後期の終わりとした。なお、江華島事件が起こるのは同年9月20日（同年8月21日）である。

なお、本稿で用いる史料のうち、『朝鮮交際始末』・『朝鮮講信録』・『再撰朝鮮尋交摘要』・『朝鮮理事誌』はアジア歴史資料センターがインターネット上で公開しているものを用い⁽⁷⁾、『三条家文書』は早稲田大学中央図書館所蔵のマイクロフィルム版を、「宗重正家記」と「御在国毎日記」は東京大学史料編纂所所蔵のものを用いた。史料の引用に際してはカタカナと変体仮名を全てひらが

なに統一し、原則として旧字体は新字体に改めた。史料中に濁点・句読点がないものについては、引用者が適宜付した。また、年号の表記は、日朝双方の年号を併記することを原則とし、適宜太陽暦を付した。

2. 戊辰書契をめぐる

2.1. 対馬藩の論理

一般に言われている書契問題は、日本側が送った戊辰書契が書式の慣例に反していたため、朝鮮側が受け取りを拒否したことを指す。この時慣例を破ったのは日本側なので、慣例重視の立場から見ればこれは日本側が惹き起こしたものと言える。そこでなぜ日本側が問題を惹き起こすような書契を作ったのかを考えてみたい。ここで確認しておく必要があるのは、この時期の日朝外交のアクターの問題である。この時期の日本側アクターは対馬藩⁽⁸⁾と明治政府の二者であり、日朝外交は対馬藩、明治政府、朝鮮という三極構造からなっていた。日朝外交に関する長年の経験と知識を持ち、「王政御一新」通告の命を受けた対馬藩は、なぜ、いかなる意図の下、戊辰書契を作成したのだろうか。

幕末の文久元治年間（1861-64）以来、対馬藩は藩財政立て直し策の一環として日朝外交の刷新を訴え続けていた。この方針は大政奉還で徳川幕府から朝廷へと政権が交代しても変わらなかった。対馬藩にとって、日朝外交は藩財政を圧迫させるものだったが、それ以上に藩財政を支えるものでもあった。幕末以来の日朝外交刷新運動には、日朝外交のあり方を変えることで従来の対馬藩の負担を減らすと同時に、出来る限りそこから得られる利益を増やそうとする意図が見えた⁽⁹⁾。そしてこの「王政御一新」の通告は、幕末以来対馬藩が働きかけていた日朝外交刷新を実現しうるきっかけであり、また明治政府に対して自らの実力を示す最初の機会でもあったのである。

明治初期、対馬藩が明治政府に対して行った主張には1つのキーワードがある。それは「従前の宿弊遍く御更革」（慶応4年閏4月、藩主奉答書）、「宿弊一掃」・「旧弊一洗」（同奉答書別録）、

「対州私交の弊例更革」（慶応4年5月、大島友之允伺書）という表現に見える通り、これまでの日朝外交にあった「弊害」の改革、ないし一掃である。宗義達の奉答書では「両国陽に誠信を表して交候といへども、只慶吊聘問纔に其礼節を存するのみにして其实対州一国の私交に均敷、交際事例一是一非以不朽の法典と為すべからず⁽¹⁰⁾」と訴えている。対馬藩が「対州一国の私交」と言って明治政府に訴えた私交の実態は奉答書に添えられた別録に詳しい。中世嘉吉年間に倭寇禁圧を依頼してきた朝鮮との間で始まった対馬と朝鮮との交際は、「対州其要衝に在るを以て殊に厚く致饗待、尤歳遣の約たる実に嗟来の食を食候同様全く一時救急の策に出」たに過ぎず、いずれ九州の本領を回復させることを期していたが、本領回復ができず、「弥朝鮮を不待して国力難支、其謬例外国に對し藩臣の礼を取るに近く、数百年間屈辱を請候始末、憤慨切齒の至奉存候」とまず訴える（一・84頁）。そして、このような状態では「対州朝鮮国の交際に於て、事渠の情に不適もの有れば言を左右に寄せ彼国より供給の品物を渋滞し、本州府庫空乏計尽き術窮るに至ては曲げて其意欲に随ふを洞察し、動もすれば其奸策を以て我に加へ其狡猾を逞ふす。然ば韓人若対州渠の力を不待して国力難支、偶御両国間難異の事あるも本州其間に周旋して多方面回護し、結局事を破るに不至を推測し此度御交際御一新の御旨趣を奉ぜず」と論じて、生計を朝鮮に依存している「対州私交の弊例」を速やかに改めることが「韓国へ御手を被為下候御順序の第一」だとしたのである（一・88-89頁）。つまり、対馬が朝鮮に依存しなくてもすむように依存状態を改めてほしいというわけである。

こうした対馬藩の「屈辱」性の認識は、18世紀前半、対馬藩士陶山庄右衛門（号は訥庵、鈍翁）を嚆矢とするようだが、より積極的に対馬藩全体で取り組むようになるのは、日朝外交刷新運動を始める文久3年以降と考えられる⁽¹¹⁾。これは対馬藩内の闘争で勤王派が藩江戸家老佐須伊織を殺害、その後藩の実権を握ることとなった政変によりもたらされたものだろう。大島もまた勤王派であった。石川寛氏によれば、元治元年には対馬藩の勤王派が陶山の顕彰を藩主に建白している⁽¹²⁾。つまり、対馬藩の「屈辱」は勤王派の史観、ないし観念の中で実態を捉え直したものであり、尊王

思想に刺激されたものと言うことができる。

また、ここで注目したいのは、明治元年10月8日(1868年11月21日)、藩主宗義達が対馬へ帰藩後、藩士に与えた直達である。

今般 朝政一新之顛末、大修使を以朝鮮え令報知候に付而者、兼而 朝命之御旨趣を奉じ、当節之書契よりして、彼国鑄送之図書を改め、朝議之上製造之新印を用ひ、渠輕蔑侮慢藩臣を以て我を待つる謬例を正し、旧来之国辱を雪で、専ら国体国威を立んと欲す、然に両間従前の習弊、此度之一挙に依り、忽ち撤供撤市、我を困せしむるの策に出可申哉難斗、然と雖己を尽さずして、其安きを求めるは、職務之任深く恐入候付、私情を捨て公議に原き、断然今日之所置に及候条、将来之時機仮令国脉に拘り候困難を醸候共、間近く御沙汰之趣も有之、殊更王土王民を以て度外に可被為捨置に無之、乍併万一於天朝其御所置に不被為出時者、我微誠之所不至、国家の不幸無是非儀と覚悟し、成敗を以て意とせず、国体を立、勤王の道を尽し、社稷と存亡するは臣たる分に候、此場合に各某が心事を体し、今後国勢の危急、流離顛沛の際に立至と雖、確志不撓弥忠節頼入候也。

十月⁽¹³⁾

先に見た「宿弊の御更革」とは「当節之書契よりして、彼国鑄造之図書を改め、朝議之上製造之新印を用ひ、渠輕蔑侮慢藩臣を以て我を待つる謬例を正し、旧来之国辱を雪で、専ら国体国威を立んと欲す」ることだった。さらに、このために朝鮮側が「忽ち撤供撤市、我を困せしむるの策」に出るだろうと予測している。撤供撤市とは、通常行われている釜山草梁倭館への薪木などの支給や倭館門前で開かれる市場取引の中止のことで、倭館に対する一種兵糧攻めにも似た強硬措置である。つまり、宗義達は起こりうべき書契問題の展開をほぼ正確に想定できていたのである。その上、「此度之一挙」によって、これまで続いていた朝鮮側からの経済的援助も中断され、さらに財政的に厳しくなるだろうことも分かっていた。それにもかかわらず、対馬藩は書契問題の引き金を引いたのである。

明治元(高宗5)年9月29日(1868年11月13日)に対馬藩が釜山草梁倭館へ派遣した先問使川本九左衛門は、12月18日、草梁倭館を訪れた朝鮮側の担当官である訓導安東^{アン・ドンジュン}俊^{アン・ジュン}卿^{ギョン}らに対して、自らが来韓した用件を伝える先問書契の謄本を示した。以下が問題となった先問書契の全文である⁽¹⁴⁾。冗長の感もあるが問題となる書契の引用については、以下全文引用する。原文では闕字・平出・擡頭が行われているが、紙幅の関係上、それらは一字空白とし、また改行位置を一部改めた。なお傍点は筆者による。

日本国左近衛少将対馬守平朝臣 義達、奉書
朝鮮国礼曹参議大人 閣下、季秋遙惟、文候介寧、瞻依良深、告者本邦頃時勢一变、政權帰一皇室、在 貴国隣誼固厚、豈不欣然哉、近差別使、具陳顛末、不贅于茲、不佞嚮奉 勅朝京師、朝廷特褒旧勲、加爵進官左近衛少将、更命交隣職、永伝不朽、又 賜証明印記、要之兩國交際益厚、誠信永遠罔渝、歡慮所在感佩曷極、今般別使書翰押新印、以表 朝廷誠意、貴国亦宜領可、旧来受図書事、其原由全出厚誼所存、則不可容易改者、雖然即是係 朝廷特命、豈有以私害公之理耶、不佞情実至此、 貴国幸垂体諒、所深望也、余冀順序保蓄、肅此不備。

慶応四年戊辰九月 日

左近衛少将平朝臣 義達 義達(旧印)

日本国左近衛少将対馬守平朝臣 義達、啓書
朝鮮国東萊釜山兩令公 閣下、辰下遠想、各候佳勝、欣慰曷已、本邦時勢之变、将差別使、開述事由、何待多口、不佞嚮奉朝京師、朝廷特加爵進官左近衛少将、世掌交隣、更賜証明印記、要在隣好深篤之誠意、這回別使書翰、用新印記、 貴国幸垂体諒、詳告南宮、不復觀縷、不備。

慶応四年戊辰九月 日

左近衛少将平朝臣 義達 義達(旧印)

すなわち、国内で時勢が一変して政權が皇室に帰したこと、それに伴って宗家当主である宗義達が旧勲によって昇叙、左近衛少将になったこと、朝廷からの命により宗氏が今後も日朝間の交隣の職

を担うこと、今回朝廷から新たな印を賜ったので、大修大差使の持参する書契にはその新印が押されていること、そしてこれまでの「図書」は、朝鮮側の「厚誼」によるものだったが、今回は朝廷の命によるものであり、「私を以て公を害する」ことはできないので了解してほしい旨を告げている。図書とは、朝鮮国王が対馬島の島主、すなわち宗氏に与えた銅印のことで、勘合印として機能していた。対馬藩士の大島友之允が「対馬の朝鮮に於ける、図書を受け歳船を遣り、従来藩国同様屈辱を受け候（一・111頁）」（慶応4年5月大島伺書）と述べているように、図書は対馬藩が朝鮮の「藩国同様屈辱を受け」ている象徴的存在であった。従来の研究で書契問題といえば「皇・勅」の文字の使用が注目されてきたが、石川氏も指摘する通り¹⁰、この先問書契で注目すべきは旧来の図書の扱いをめぐる対馬藩の主張にある。対馬藩が頻りに訴えていた「旧弊一洗」の主張は、「旧来図書を受けし事、其の原由は全く厚誼に出ずる所と存ぜば、則ち容易に改むべからざる者なり。然りと雖も即ち是れ朝廷の特命に係り、豈に私を以て公を害する之理有らんや」という形で打ち出されたのである。これは先に見た10月8日の直達で藩主宗義達が訴えていた意図に沿っている。「私を以て公を害するの理」とは、私＝旧来の対馬・朝鮮関係のために、公＝日本の朝廷から受けた命令を損なうことはできないということである。こうした対馬藩の公私の使い分けは、書契の自署にも現れ、これまでは用いられなかった「朝臣」という言葉を使うようにもなった。だが、この公私の別はあくまでも日本内部で通用する議論である。対馬藩が朝鮮との関係を「私」とできるのは、対馬藩にとって天皇の存在こそが「公」となるからである¹¹。対馬藩は朝鮮に対して、対馬が日本の朝廷の臣下であることを示そうとした。しかし、後に触れるように、これは朝鮮と衝突する原因となるのである。

対馬藩が「公」とした日本の朝廷の命により派遣した大修大差使樋口鉄四郎がもたらした大差使書契は次のようなものであった¹²。

日本国左近衛少将対馬守平朝臣 義達、奉書
朝鮮国礼曹参判公 閣下、維時季秋、宓惟 貴
国協寧、仰祝曷極、我邦 皇祚連綿、一系相承、

総覽太政二千有余歳矣、中世以降兵馬之権拳委
将家、外国交際并管之、至將軍源家康、開府於
江戸亦歴下十余世、而昇平之久、不能無流弊、
事與時乖戾、爰我

皇上登極、更張綱紀、親裁万機、欲大修隣好、
而 貴国於我也、交誼已尚矣、宜益篤懇款、以
帰万世不渝、是我 皇上之誠意也、乃差正平和
節、都船主藤尚式、以尋旧愾、菲薄土宜、略効
遠敬、惟希照亮、肅此不備。

慶応四年戊辰九月 日

左近衛少将対馬守平朝臣 義達

平朝臣義達章（新印）

——

日本国左近衛少将対馬守平朝臣 義達、奉書
朝鮮国礼曹参議公 閣下、季秋遐惟、 貴国清
寧、攸棼曷已、我邦 皇祚連綿、一系相承、總
覽太政二千有余歳矣、中世以降兵馬之権拳委
将家、外国交際并管之、昇平之久、不能無流弊、
事與時乖戾、爰我 皇上登極、更張綱紀、親裁
万機、欲大修隣好、而 貴国於我也、交誼已尚
矣、宜益篤懇款、以帰万世不渝、是我 皇上之
誠意也、乃差正平和節、都船主藤尚式、以尋旧
愾、不腆土物、聊表微愾、惟希照亮、肅此不備。
慶応四年戊辰九月 日

左近衛少将対馬守平朝臣 義達

しかし、これら先問書契・大差使書契はその書式や語句が前例にないことから朝鮮側は受け取りを拒否し、日朝外交の膠着が始まったのである。

2.2. 明治政府の論理

こうした状況の中、明治2年9月25日に外務省が太政官に宛てて出した伺書は注目に値する。そこでは「朝鮮国交際の儀、旧幕府の節は宗家へ委任いたし、荏苒二百年をすぎ、終に宗家私交の体に変じ、交際の道分明ならず。相互に尊大持重を構、両国の情態交通せず、貿易筋に至候ては……宗家にて壟断独占の体にて私利を納め不体裁の儀不少。……宗家をいても、一家の経済朝鮮に供給を取り候事少なからざる候に付き、旧格を守り其藩臣に命じ、隣交御委任相願いたき所存に相見へ（一・255-256頁）」と論じられていた。対馬藩が朝鮮に対して使い分けた公私の別は外務省

には通じなかった。外務省から見ると宗家・対馬藩の存在こそまさに私交の現れであり、対馬藩が日朝外交にこだわる理由は朝鮮への経済的依存によるものと考えたのである。

この時外務省が指向していたのは万国公法による外交関係の樹立であった。すなわち「古例墨守因循の私論を唱、双方とも採用可致筋無之。斯く全世界文明開化の時世に至り條約を不結、曖昧私交を以一藩の小吏どもへ為取扱置候ては、皇国の御声聞に拘り候儀は勿論、万国公法を以西洋各国より詰問を受候節、弁解可致辞柄無之（一・256-257頁）」というのである。先に見たように、朝鮮に対して「私」を主張し、日本の「公」に仕えようとした対馬藩は、日本の「公」である外務省からは万国公法によって「私」の存在として否定された。このような外務省の対馬観は、その後「対馬は元より緊要の地にも有之候処、兼て私意を逞する土風の陋習とは承及候共（一・585頁）」という、対馬に対する不信感の温床にもなったのである。

しかし実際のところ、この時外務省は日朝外交の沿革・実態についてほとんど知識がなく、対馬藩抜きで交渉を進めることができなかった。そこで外務省は自ら日朝外交の実態調査に乗り出す。明治2年12月から翌年3月にかけて、佐田白茅を長とする調査団を派遣した。その報告書（「朝鮮国交際始末内探書」）の中で、図書の問題は「此印を受るは彼国制度上に取り臣下に等し。加之歳賜米と唱へ年々米五拾石を宗氏代々に給す。是彼国に臣礼を取るの最一とす（一・487頁）」と報告され、また「累百年私交の謬例発輝と御正し不相成候ては交際の条理難相立候事（一・488頁）」と論じられた。この「交際の条理」とは、対馬があたかも日朝両属しているかのような秩序ではなく、日本と朝鮮が一对一の関係を結ぶ秩序、つまり万国公法に基づく論理・秩序であろう。この時、明治政府にとって対馬は明らかに「ウチ」の存在となっている。だからこそ対馬藩が訴えていた「屈辱」は、明治政府にとっても見逃し得ない「謬例」となるのである。万国公法によって「私」の存在として否定された対馬藩は、この「屈辱」によって明治政府の中に取り込まれていく。対馬藩のナショナリズムが明治政府のナショナリズムに包摂された瞬間である。

もっとも、すでに早く、書契問題が発生する以前の明治元年12月14日に木戸孝允は「使節を朝鮮に遣し、彼の無礼を問ひ、彼若し服せざるときは罪を鳴らし其土を攻撃し、大に 神州之威を伸張せんことを願ふ⁽⁸⁸⁾」と先取りして記していた。長州藩の毛利氏と対馬藩の宗氏は姻戚関係にあり、また文久2年以降は対馬藩が長州藩に半ば従属する形での同盟関係にあった⁽⁸⁹⁾。藩士間の交流も密で、中でも木戸と大島は親しい関係にあった。大島は幕末以来、逼迫した藩財政を立て直すため日朝外交の刷新を各方面に働きかけており、木戸と共に勝海舟を訪ね日朝外交について議論したこともあった⁽⁹⁰⁾。これらを考えると、木戸の言う「彼の無礼」が大島の言っていた「屈辱」である可能性は高い。つまり対馬藩の「屈辱」は新たに「神州・皇国の屈辱」となり、そしてそれは明治初期征韓論の一源泉ともなるのである⁽⁹¹⁾。

2.3. 朝鮮政府の論理

川村先問使がもたらした先問書契の謄本を一読して、訓導安東叟は「則不但島主職号之與前有異、句語中皇室奉勅等語、極為悖慢^{マダマ}兪除良、島主図署之自我^{マダマ}鑄給、今忽謂以鑄印、亦為駭然、論之以事体、責之以格外^{マダマ}」と述べた。すなわち、宗氏の官職の変更、皇室・奉勅などの語句の使用は極めて「悖慢」であり、さらに「図署」すなわち図書の改鑄にも「駭然」とするばかりで、すべて「格外」であると川本先問使を責めたのである。なおも書契の接受を求める川本に対して「書契萬無捧納之意、設有別使出來、格外使价、不可許接」と詰責し、書契の受け取りを拒否した⁽⁹²⁾。戊辰書契全般に関わる朝鮮側の最終的な意思としては高宗6（明治2）年11月に草梁倭館館司に手交された覚書が2通ある⁽⁹³⁾。その1通は総論的な拒絶理由書で、「自夫交隣以来諸凡所懇、除非大違格例有乖義理、則可謂無言不從、無願不遂。而至若今番書契中、一二句與印章改易之說、此誠三百年以來所無之舉也。惟我兩邦之率由旧章、永以為好者、為其誠信之不可渝、約條之不可違、則今日之事、謂之誠信乎、約條乎⁽⁹⁴⁾」と述べていた。すなわち、交際を始めて以来、我国の格例に違反し義理に背いていなければ、言い出したことはすべて聞き入れられ、願い出たことはすべて遂げられているが、今回の書契における字句の変更や印章の改変は三

百年来無かったことであり、誠信に反し、約条に反するものだというのである。

もう1通は各論的な理由書であり、戊辰書契にあった変更箇所を7カ所指摘し、また交隣関係のあり方を告げるものだった（巻之一・明治2年11月）。まず、「左近衛少将」という文言について、たとえ本国で位階の昇叙があろうともそれは本国でのことであって、交隣関係には「不易之規」があるので変えてはならないとした。「平朝臣」については、これまでの書契の往来を見ても官職名が姓と名の間にあるのを見たことはなく、これもまた例外であるとした。ちなみに従来は「日本国対馬州太守平某」であった。また、「書契押新印」に対しては、「貴州之必用我国印章於書契者、欲為憑信之意、乃是不易之規、今欲改以他印、則決不可受也」、つまり対馬藩が朝鮮の印章を書契に用いなければならないのは、それによって朝鮮が対馬藩を信用する証とするからであって、これは「不易之規」であり、他の印章を用いることは決して受け入れられないと述べた。「礼曹参判公」については、「公」なる称号は三百年間使われてきた「大人」よりも格が下なので元に戻すべきとした。「皇室」については、「皇是統一天下、率土共尊之称」であるから、たとえ日本でこの語が使われていようともそれを書契の中で用いることは許されないという理由であった。「奉勅」に関しても同様に「勅是天子詔令」なので用いるべきではないとした。この2点は、朝鮮にとって「皇」であり「天子」であるのは清朝以外にないことを示している。そして7つ目が「厚誼所存則不可容易改者」である。これは、従来朝鮮国が対馬島主に印を与えてきたのは私交によるものではなく、あくまでも公によるものであるのに、今更これまでの関係を「厚誼」すなわち私交によるものだったとするのは全く驚かざるを得ないという主張である。最後に、交隣関係や書契のあり方について次のように述べていた。曰く、「大抵両国約條、即金石不刊之文也、書契往復、非汗漫文字、而苟其一言違格、一字碍眼、必無容受僨接之理、雖百年相待、徒傷隣好而已」と。つまり、書契の往復は漫然と行っているものではなく、一言一字異なれば受け入れられるものではなく、百年待っても徒に友好を傷つけるだけだと言うのである。ここでわれわれは、朝鮮側が数百年に及ぶ通信関

係で培ってきた慣習を重視し、その範囲内で物事を処理しようとする意向を確認できる。そしてその慣例に則り、その枠内で外交を行うことが「誠信」の証となるのである。

安東暎が列举した7つの問題点のなかで、より重要と思われるのは、従来から指摘されている通り、「皇・勅」の2文字の使用についてと、「新印」の使用、「厚誼」についての3点である。皇勅の使用は、朝鮮が依拠している、清朝を頂点とする外交秩序体制を乱すものとして受け取られたのと同時に、日本が清に取って代わろうとしているのではないかと朝鮮侵略の意図を勘ぐられる要因となった。一方、「新印」と「厚誼」の問題は、対馬藩が朝鮮への経済的依存を改めようとしていた点に関わる。高宗6（明治2）年2月29日、朝鮮の最初の回答ですでにこの問題は「甚至於以私害公之句、而至於我国鑄送圖書還約之説、又不覺口拳不合、舌拳不下也」と言及され、対馬藩の主張には開いた口がふさがらない、果してこれが旧章によって隣好を益々敦くしようとする意なのかと論難されたのである（巻之一・明治2年2月）。われわれはここに、対馬藩と朝鮮が正面からぶつかっている様を見ることができよう。対馬が「私」としたかった対朝関係も、朝鮮にとっては「公」に他ならなかった。対馬藩のいう「私」があくまでも日本の朝廷に対しての「私」である一方で、朝鮮が交渉相手として認めていたのは他のどこでもない対馬藩だったのである。戊辰書契の拒否をめぐって、朝鮮が回答、詰責を行ったのは常に対馬藩に対してであり、その後渡韓してきた外務省の人間とは正式な折衝を持とうとしなかったのである。

また、明治2（高宗6）年3月訓導安東暎が草梁倭館を訪れた時、彼は館員に対して次のように述べていた。曰く、「我国日本との通交従来馬島は所縁の地にして、牛馬を分かつが如き隣島なるが故に殊に是に対して隣好を許す、何ぞ天皇與閔白に関らん。是故に特に馬島に年々許多の恩情を施し与ふなれば、仮令ひ其国都より新奇の難事を造為すとも馬島に在て宜を当に防塞す可き事にて豈我聴を驚し、我国を煩すの理有らんや（一・237-38頁）」と。朝鮮と対馬の関係は「私」などではなく公的なものであり、その上「恩情」、すなわち朝鮮国王の君徳のお陰にもよるのだと考え

ていたことがわかる。だからこそ対馬藩に対して「仮令ひ其国都より新奇の難事を造為すとも馬島に在て宜を当に防塞す可き事」という表現が出てくるのである。朝鮮にとって対馬は日本からのアクションを防ぐ、まさに「藩国」のような存在だったのである。

3. 壬申書契をめぐるって

3.1. 明治政府の論理

外交文書の書式変更が書契問題であるならば、戊辰書契の後も書契問題は次々と発生していた。まずは、吉岡使節団が持参した明治3年書契である。この書契は収録史料により日本文と漢訳文があるもの、漢文しかないものに分かれている⁹⁶⁾。後に触れる壬申書契の「解疑書」のような付随文書もなく、また交渉では朝鮮側が外務省員との交渉を拒み、この書契が朝鮮側に渡された様子もないため、正文が日本文だったのかを確認することはできなかった。しかし、これが仮に日本文によるものだったとするならば、戊辰書契後の書契変更の第一点目となる⁹⁷⁾。ここでは日本文による書契案を見ることとしたい（巻之一・明治3年10月）⁹⁸⁾。

日本国外務卿沢宣嘉書を

朝鮮国礼曹判書某公閣下に奉る。嚮に我 朝廷より宗義達に 命じて 貴国と旧交を尋く事を謀る、今に三年に迄れども未だ回奏する所あらず。顧ふに 貴国諸賢或ひは未だ 本邦尋交の旨を了せざる者有んと、故に特に重ね陳て以て我 国家中世以降兵馬の権を将門に委ね、疆域の政も亦之に管ぜしめしに今や世運一変し、我 朝廷綱紀を更張し幣を革め害を除き、政令維れ新たなることを告ぐ。原ぬるに夫れ 貴国と隣誼の深き業にすでに三百有余歳なり、宜しくさらに旧誼を尋き 両国の盟をして愈篤く愈固く、永遠に渝らざらしむべし。之に加ふるに海外諸邦星の如く羅り、碁の如く布き、文を修め武を講じ、舟楫の便なる碩礫の利なる邇となく遐となく至らざる所なし。此時に当つて凡そ国土人

民の責ある者、豈遠く慮り深く謀らざることを得んや。而して 貴国の東は即ち我の西にして、相距ること僅に一葦のみ、唇齒の相依り存亡相關かる者の如し。是最も隣誼の愈篤く愈固きを要する所以なり。閣下の高明なる必ずここに見る所あらん。誠信の在るところ言衷より出づ、閣下尋交の誠意を鑑裁して 両国の為めに良図をなし、明かに覆音を致さんことを冀ふ。不宜。

明治三年 月 日

日本国外務大丞丸山作樂書を

朝鮮国東萊釜山両令公閣下に奉る。嚮に我 朝廷より宗義達に命じて 貴国と旧好を修むるの意を致す。義達今に至れども尚未だ復 命せず。故に我 外務卿特に書を貴国礼曹判書公に致し、備さに 本邦の政権古に復するの情状を告げて 両国盟を尋くの事を商量せんとし、之を吉岡弘毅森山茂広津弘信に委ね齎して 貴国に赴かしめ、兼て 両公閣下に拝晤し、 本邦誠意の所在を陳叙するを命ず。冀くは善く其使員を欵接し、其陳述する所を聴納し、其齎らす所の 外務卿の書 礼曹判書公に転送するを為し、 両公閣下も亦其間に周旋し、両国の尋盟をして万世渝らざらしめよ。幸甚。

明治三年 月 日

正文が日本文であれ、漢文であれ、この書契では戊辰書契時に問題となった点を考慮し、「皇・勅」の文字が外されていた点は注目に値しよう。その一方で、もし正文が日本文であった場合、外務省はこの時点では未発に終わった、新たな書契問題を作り出したことになる。書契の正文が日本文になるという点は、後の交渉において問題視されるからである。この時に外務省が日本文を使用したのは、吉岡使節団が外務省から正式に派遣された最初の使節だったからではなからうか。つまり、戊辰書契の蹟きにより「皇・勅」の文字を使えなくなった政府・外務省が、従来の日朝関係にできる限り掣肘されたくない意思表示として採った策が外務省からの使節派遣と書契正文の日本語化だったのではないか。この点に関しては、明治3年書契の正文が日本語だったのかの真偽も含めて後考を俟ちたい。とまれ、明治3年書契は戊辰

書契を踏まえているという点で穏健なものと言え、またその一方で、外務省色が出始めている書契でもあり、戊辰書契と壬申書契のまさに中間的性格を持っていると言える。

そして、さらなる書契変更が壬申書契で行われた。壬申書契は、日本の維新報知と共に、廃藩置県を行ったことを告げるため明治5（高宗9）年1月に派遣された、森山茂・広津弘信・相良正樹らが持参した書契である。この時の変更点としては、「天子」という表現を用いたこと、次に、再び新印を用いたことであり、もし明治3年書契の正文が漢文であったならば、この時書契正文を日本文へと変えたことも挙げられる。

この時の書契案は、まず明治4年10月27日に外務省から草案が出されていたようだが⁽⁹⁾、この時は漢文で書かれており⁽¹⁰⁾、それまでの交渉の成果をふまえて「皇・勅」などの問題となる字句は使われていなかった。しかしその後、同年11月27日、正院から外務省へ改めて書契案が送られる。この正院案は10月の外務省案に全く依拠しない独自案であり、この時正文が日本文になったものと考えられる。その書契案は外務省で添削された後、12月2日付で正院に回答された⁽¹¹⁾。この時の外務省修正案は『朝鮮外交事務書』、『大日本外交文書』、『朝鮮講信録』に収録されているものと『朝鮮交際始末』に収録されているものとの間で、書面の改行場所や字句に若干相違があるが、本稿では『朝鮮交際始末』の書契案を見る。礼曹参判公宛と釜山東萊府使宛の書契をそれぞれ挙げる（巻之二・明治5年正月）。

大日本国從四位外務大丞平義達書を
朝鮮国礼曹参判某公閣下に呈す。我邦戊辰之
歳国制一新せしより以来 天子親政し幕府を廃
し、太政官を置き封建を革ため郡県と為す。是
に於て世襲の官皆其職を罷む。義達が如きも亦
対馬守の任及び左近衛少将の職を解き、並に我
邦と貴国と交際將命の世襲を止め、更に義達を
以て外務大丞に任じ、外務卿をして伝へし允旨
を蒙るに曰く、嚮に朝廷朝鮮国と旧盟を尋んこ
とを欲して而して汝に命じて其事を幹せしむ。
但し外国交際之事に至りては則既に外務省を之
を管す。故に昨年十月特に外務官員某等を遣は

し、往て東萊釜山両使に晤し、以て本邦誠意の
在る所を陳述せしむ。而して彼国に於て、尚未
だ之を領悉せず。今汝が世職を解くといへども、
其旧交素あるを以て汝を現官に任じ、更に汝を
して両国旧交を尋くの事を告しむ。汝須らく克
く朝廷の盛旨を体認し、速に使をを差し以て其
状由を告げ、並に彼此唇齒の間宜しく旧交を修
め新盟を講ずべきの理を説き、以て国家善隣の
誠意を達し、以て永遠不渝の良図を成すべし。
義達敬て其命を奉じ、既に其事に従ふ。乃ち家
人相良正樹をして以て此事を報ぜしむ。閣下其
れこれを明瞭せよ。義達故あり名を重正と改む。
合に併て拜告す。肅此不宣。

明治四年辛未八月

大日本国從四位外務大丞平重正書を
朝鮮国東萊釜山両令閣下に呈す。我邦政体一新
之状及び重正自ら両国交際將命之職を司さざる
能はざる等の情、乃ち曾て家人某をして之を報
知せしむ。諒るに両公閣下已に垂鑒を賜はん。
蓋し本邦と貴国と隣誼之深業に既に三百有余歳、
重正歴繼之が幹旋を為す。今 朝廷重正の職を
免じ、猶数百年旧交之情好を念ひ、特に重正を
外務大丞に任じ、命じて両国尋交之事掌どらし
む。本省更に原差官員吉岡弘毅等をして両公閣
下に拝晤し、備さに其委曲を語げ、又尋交盛意
の在る所を陳述せしむ。其惟れ両公閣下両国良
図を以て重しと為し、善きに従つて吉岡弘毅等
を欽接し、其陳述する所を聴納し、萬づ本省懇
篤の情誼に反拂することなきを幸とす。誠信在
る所言衷より出づ。伏て冀くは両公閣下其れ
之を諒せよ。肅此不宣。

明治四年辛未十月

われわれは既に、戊辰書契で語句が変更された
ことで書契の受け取りを拒否された事実を見た。
しかし、この書契では、国号を「大日本」とし、
さらに戊辰書契で問題となった書契問題の核心で
ある「皇・勅」の2文字を削った代わりに「天
子」という語句を用いるという変更を加えている。
また、壬申書契からの変更であるかは保留する
としても、正文を日本語にするという点も戊辰書契
で問題となった点を超えた大変更と言いうるもの

で、果して壬申書契を朝鮮側が受け取ると想定していたのか疑問である。明治2年から日朝外交に携わっていた森山茂・広津弘信は、正院案が外務省に届いた翌日、11月28日付の意見書でこの正院による書契案を次のように批判した。

一、改正報知の書契に断然官銜を更め印章を易へ候儀、当然の儀に候へども、突然新官称認遣し候時、彼開封不致差返し申候は必然也。開封不致ては意味通達せず。故に其事実を告候迄の書契は旧に依り、引続き新命の官銜印章にて萊釜へ尋交の書契を投じ候はば、彼より強ちに拒むの辞なかるべし。(中略)

一、天子親政云云辰年一新報知書契に皇勅の文字ありしより議論起り、其末本省記曹と等対尋交の説に帰し今日の手順に至り居候儀の処、今又天子の文字相用候時は、字句の論起り候は必然に候へば、是又到底の応接御確定の上ならでは相用ひがたく存候事(三・705頁)

つまり、この時の決定は現場のそれまでの外交努力を否定するものだった。さらに彼らは「彼開封不致差返し申候は必然也」と朝鮮側の受け取り拒否すら見通していたのである。一方、正文日本語化についてはこの時特に触れられていない。ここからは次の2点を推測できる。すなわち、正文日本語化は明治3年の段階ですで行われており、この時批判する問題ではなかったというもの、もう1つは、交渉現場にいた彼らすら、書契正文を日本語化することの重大性を認識し得なかったというものである。しかし次に見る「解疑書」で日本文使用についての説明をしている点を見ると、日本語化がもたらす影響についてある程度は認識していたものと考えられる。ともかくも、何故政府は壬申書契における変更を推進したのだろうか。高橋秀直氏は、対朝鮮政策の強硬化によって対米関係を親密化させるという木戸孝允の論理などを紹介すると共に、最終的には留守政府の板垣退助によって強硬路線が取られるようになったのではないかとその決定過程を論じている⁹⁰。本稿では、この問題を書契に即した側面から考えてみたい。

明治5(高宗9)年3月20日に壬申書契と共に、「解疑書」が朝鮮側に手渡される。壬申書契

の変更点の理由を説明した文書である(巻之二・明治5年3月)。そこでは、前年明治4(同治10)年7月29日(1871年9月13日)に日清修好条規を締結したことに触れ、「其往復書中、彼此称大日本国云々、大清国云々、天皇皇帝天子皇上陛下勅睿欽差等文字、亦彼與称之修書、其他万国往復書中亦総称大日本国 天皇修書云々」と、「大」字や天皇・天子、あるいは皇帝・皇上という表現は日本と清国の間、また日本と各国の間ですで行われているものであることを告げる。また「書契以国字者、亦本邦旧式也、清国往復、其他海外各国往復皆然」と正文の日本語化についても同様に、清やその他諸国との間ですで行われているものと説明していた。

これらの事実は、明治2年に外務省が指向していた万国公法の論理を日朝関係に持ち込もうとしていることを示している。ことさら清国との関係を持ち出すのは、明治3年4月の段階で外務省内で議論されていた「対鮮政策三箇条」にあった第三案、「朝鮮は支那に服従し、其正朔節度丈けは受居候事に御坐候。就ては先支那え皇使を被遣、通信条約等の手順相整、其帰途朝鮮王京に迫り皇国支那と比肩同等の格に相定り候上は、朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候て、彼方にて異存可申立筋有之間敷⁹¹」という主張と一致するものである。しかし、万国公法を指向しながらも、華夷秩序の論理によって朝鮮を一等下に見ようとする姿勢は矛盾に満ちている。ここからは明治政府が朝鮮より少しでも上位に立とうとする意思を見て取れる。

明治政府がこのような万国公法の論理を日朝外交の現場に実際に持ち込めるようになった理由として、明治4年7月14日に行われた廃藩置県と宗氏の「家役」依願免職が挙げられる⁹²。この2つによって、明治政府は日朝外交の慣例に縛られない立場を得たと考えたに違いない。したがって壬申書契は、明治初期の日朝外交の中で名実共に日本政府が前面に出た最初の書契という性格を持つのである。そこには新生統一国家としての日本政府から朝鮮政府へのダイレクトの意思表示が込められている。それまでの折衝で積み上げた成果を破棄してまで示した日本政府の意思は、国号を「大日本国」とし、戊辰書契で問題となっていた「皇・勅」の代わりに「天子」という表現を使い、

さらに新印を用い、正文は日本文とするというものだったのである。戊辰書契では対馬藩が朝鮮への経済的依存からの脱却を宣言していたことを考えると、ここで改めて留意しなければならないのは、戊辰・壬申両書契の書き手の意思が朝鮮との対決姿勢を鮮明にしていたという事実である。

壬申書契によって示された明治政府の意向はその後も維持される。すなわち、日朝交渉は明治7年6月（高宗11年5月）から再開されたのだが、明治8年3月3日（高宗12年1月26日）に朝鮮に渡された書契は次のようなものであった³⁵⁾。

大日本国外務卿寺島宗則書
朝鮮国礼曹判書 閣下に呈す。我明治元年、皇上極に登り万機を親裁し、紀綱を更張し、汎く外交を容る。而して本邦の貴国と隣誼旧あり、疆土相連なる、蓋は唇齒の国宜く更に 懇欵を敦くし、綏寧を擧るべし。爰に勅を奉じ、書契を修し、特に理事官森山茂、副官広津弘信を派し、明かに本邦盛意の在る所を告ぐ。貴国、それ之を諒せよ。萬づ使俘の口陳に委す。不宣。

明治八年一月 日
外務卿寺島宗則

大日本国外務大丞宗重書
朝鮮国礼曹参判 閣下に呈す。曩に我皇上親政幕府を廃し、太政官を復し封建を革め郡県と為す。又外務省を置いて外交を管し、世襲の官皆之を罷む。重正も亦対馬守及び右近衛少将の任、並に本邦と貴国と交際將命の職を解き、更に現官に任ずる等の事已に屢次家人を差し之を報ずるを経たり。本省又官員某等をして往きて東萊釜山両使に晤し、本邦盛意の在る所を告げしむ。而して貴国峻拒納れず、隣誼に反し、旧交に背くもの此に七年、重正不佞乏しきを現官に承け、外勅意を奉揚する能はず、内士民の激怒を致し、恐慚恐愧、深く貴国の為に之を慨き、之を怪む。將に上請し躬親から渡航し、蟠錯の情を究明し、善隣の道を講求せんとす。会たま本省官員森山茂貴国官弁と接晤し、貴国始めて姦譎の徒の中間に在るあつて之を壅蔽せしを覈知し、方に捕縛を行ふことを審かにするを得たり。是に於て従前の窒礙頓に開け、旧来の懇欵乃ち復す。茂

帰京事由を申奏し、朝廷深く之を嘉す。不佞果して嚮の峻拒は貴国廟議に出て然るに非るを信ず、欣抃曷ぞ已ん。而して其縛に就くものも亦皆刑に処し、法に抵るや否や、事兩國の信義に關かる、怨を匿して相友とするは古今の恥る所、是を以て問を為すものは、將に以て兩國交驩の地を成んとす。敢て務て此詰難不祥の辞を為すに非ず。貴国以て如何とす。姦を黜け、譎を罰するは、貴国自ら法典のあるべし。若し夫一時の誼を済して人心に慊らざるときは永遠を保つるの道に非ず。貴国も亦豈此の如きを望んや。委曲を垂示せんことを請ふ。茲に我外務卿書を礼曹判書に修め、理事官森山茂、副官広津弘信をして東萊府に往き、之を使道に致し、伝達して以て尋交を商量せしむ。貴国宜く之を欵接し、速に専使を派來し、以て万世不渝の盟ひを訂すべし。冀望の至に堪えず。更に陳す、貴国曾て鑄送する所の圖書三顆併て茲に返進す。照納を是祈る、肅此不宣。

明治八年一月 日
外務大丞宗重正

この書契は、正文が日本文であることはもとより、戊辰書契で問題となった「皇・勅」の復活、新印の使用並びに旧印の返還など、戊辰以来の書契問題の全ての項目がそろっている。また、「専使」の日本派遣も要求し、さらに、これまで対日外交に携わっていた訓導を「姦譎の徒」と称してその処罰を求めるという内政干渉まがいのことまで行っている。この点については若干の説明が必要だろう。高宗10（明治6・1873）年11月、朝鮮ではそれまで実権を握っていた、国王の実父である興宣大院君（李昰応）^{フンソン テウエングン イ・ハウン}が政権を追われた癸酉政変という政変が起きた。その結果、高宗の親政が始まった。まず行われたのが大院君の施策の方針転換、清算だった。その一環で対日外交の従事していた訓導の安東峻、その上役である東萊府使の鄭 顕 徳らが在職中の不正蓄財を理由に捕縛されたのである。政変の報は明治7年1月30日付の倭館からの報告書で報告されており、訓導ら捕縛の報も同年3月には倭館に伝わっていた。さらに、明治7年8月から9月（高宗11年7月）に再開された日朝交渉の結果が、壬辰書契で日本

側を強気な態度に出させたものと考えられる。

明治7年8月28日(高宗11年7月17日)、日本側森山茂、朝鮮側朴健休パク・グンヒュらによって、停頓していた日朝交渉を再開するための予備折衝が行われた。折衝が始まると朝鮮側は川本先問使以来の書契などの提示を求め、それを見るや「今初めて此書を見るに一として諱斥するところなし。之を要するに到底中間に擁蔽せしと云て可ならん。実に可恥の至りなり(九・484頁)」と述べたのである。後に見るように、これは決して朝鮮側の総意ではなかった。しかし、この言葉によって森山は意を強くできたのではあるまいか。明治8年書契でも「貴国始めて姦譎の徒の中間に在るあって之を壅蔽せしを覈知し」とその内容が反映されていた。

折衝では森山が従来の日朝外交の朝鮮側の対応に対する不満点などを指摘し、朝鮮側は一貫してそれを弁明するという具合だった。そして会談の終了時には、朝鮮側は「今日の事決して旧日の非にあらず。冀くは公安頓せよ。両国親睦ならざるを得ざるは不俟論(九・499頁)」、また、「今日の清談を得て実に払暁のおもひあり(九・502頁)」と森山に告げるまでに高揚していたこともまた、森山にある程度好感触を与えていたに違いない。この折衝の後、森山自身も8月23日まで主張していた対朝外交方針である宗氏渡韓論⁽³⁰⁾の中止を急遽上申する。すなわち8月31日付の報告書で「(朝鮮側は——筆者註)小生の帰期を緩ふせんとの意にて一席の対話総て小生に中保を依頼するの外無之。……訓導にも昼夜兼行下来候に付、今明日中には果して下着可致よしに候実情最も無疑事と被考候。此上は宗大丞の渡韓にも及ぶまじく広津弘信へ判任中文筆あるもの相添御差渡し被下度、乍不及小生担当必らず一小局を成し上申仕候(九・459-460頁)」と訴えるのである。森山は本交渉も強気な態度で臨んだ。

本交渉は同年9月3日(7月23日)、新たに赴任した訓導玄ヒョン・ソグン昔運、別差玄ヒョン・チェスン濟舜らと間で行われた。これは明治3(高宗7)年に吉岡使節団が外務省から派遣されて以来、朝鮮が拒否し続けた外務省員を交渉相手として正式に認めたことを意味する、日朝外交の一画期でもあった。この交渉では以下のことが話し合われた(九・543-552頁)。ここで注目すべきは朝鮮側の主張の予

備折衝時とのズレ、そして森山の強気な態度である。まず事の発端であった「皇・勅」の問題について朝鮮側は「可相成は御同前に朝廷と云文字にて御済し被下ては如何」と主張する。予備折衝時の「一として諱斥するところなし」という発言との矛盾は明らかである。これに対し森山は「貴国は貴国の思召もあるべし、我に於ては万国に対する格例あり。此等は決して相談は難承」と突っぱねる。また、勘合印について、朝鮮側で鑄造したものをを用いてはどうかという提案に対しても「外国に航するものを統営するは即本省なり。而して外国航行の印式あり」と述べ、現時点まで、日朝外交に関しては特別に取りはからってきている現状を説明する。これらの主張の核心は、対朝鮮外交を特別視せず、他の国々と同列に扱うということである。そしてこれが万国公法に基づく外交でもあった。交渉ではさらに、従来の関係について質疑が行われ、森山が「足下動もすれば旧約々々の語あり。予に於て決して承くべからず」と「旧約」にこだわる朝鮮側を批判すると、朝鮮側は「三百年の久しきを保つも条約ありてなり。実に万世不易の約条と云べし」と返した。しかし森山は「決して不然。万世不易の約条と云ふものは即恒約なり。貴国と我邦との約条の如き、即常約にして隨時制宜康熙以来幾回にして全備せしや之を知らず。而して其約例多くは皆黙約になる。何ぞ万世不易の語を呈するや。思ふに貴国は約条を重んじて好誼を軽んずるが如し如何」と論難し、訓導、別差はこの時これを論駁することができなかったのである。明治8年書契の強気は、壬申書契で現れた明治政府の意図に、こうした交渉の結果が加わったものと考えられる。

3.2. 朝鮮政府の論理

吉岡使節団が最初に持参した明治3年書契は、朝鮮側が外務省員との折衝を拒否したこともあり、朝鮮の直接の反応は明らかではない。また、壬申書契は明治5(高宗9)年3月20日に謄本が朝鮮側へ渡されたものの、これに対する朝鮮側の正式回答はなかった。回答を得るべく、同年5月27日、吉岡使節団並びに倭館館員が「館倭欄出⁽³¹⁾」という強硬手段に出たが回答は得られず、結局このためにこの後日朝外交は足かけ2年にわたって断絶することになったのだった。そこでわれわれ

は、明治8年書契への対応について見ることにしたい。この書契の受け取りに関しては、朝鮮の朝廷内でも議論が戦わされた。癸酉政変によって政権の座を追われたとはいえ未だ影響力を有していた大院君と、右議政朴珪寿パク・キュウスとの論争である。ここで大院君は受け取り拒絶を、朴珪寿は受け取り容認を主張していた⁹⁰。大院君はまず、「前書契之退却、以妄加尊称、違越約條也⁹¹」と「前書契」、すなわち戊辰書契の受け取り拒否を「妄りに尊称を加えた約條違反」によるものだったとする。さらに続けて明治8年書契の受け取り拒否の理由を5点挙げた上で結論的に2項目論じている。まず「皇・大・勅」字の使用について、次に八送使という対馬が行っていた朝鮮との私貿易について、3点目に日本使節の応接について、4点目が日本の西洋との交際について、5点目が書契の日本語使用についてであった。

「皇・大・勅」字の使用については「皇」とは「大清」なのであって、朝鮮も日本も共に対等関係なのに、日本だけが「大日本大皇帝」を称するのは許されないとする。そしてこれまでも和漢三才図会や日本地図にはすでに「大日本」と書いてあったにもかかわらず、従来の書契では「大日本」と書かなかった点を指摘して、今になって「大日本」と称する意図を怪しみ、また明治8年書契にある「黜奸罰禍」「不慊人心」という表現⁹²から日本側の真意を読み取るべきと論じた。朝鮮を下に見ようとする日本への疑念があることがわかる。日本の西洋との交際については、「日本交通洋夷、迷惑邪法、學習器納、至於剃髮變服、而不知其恥、是實非倭而即洋夷也、名雖倭人所納、無異洋夷書契也」と批判した。洋夷と交際し、邪法に幻惑され、服装すら変えてしまう「倭」は、「是れ実に倭に非ずして即ち洋夷也」というように、大院君にとって日本はもはや「洋夷」そのものだったのである。また、書契正文の日本語使用については、これまでになかったことであり、中国ですら未だ「清金等書」、つまり清の国語文での書契を送ってきたことはないのだから、受け取りを拒絶するのは「事理当然」のことだとした。そして結論は「我則有二件帰正事、其一、今番書契、放之不受、以待渠国之釐正後、更議無妨。其一、今之外務府云者、即前之関伯也、外務丞云者、即前之馬島主也、自外務丞、一依馬島主書契前例、

只改職卿而行之、則自我国、不必論渠国封建沿革之如何、上項二條外、似無他道」というものであった。

この結論で注目されるのは、2つめに挙げている、外務省と外務大丞のそれぞれをかつての將軍家、対馬島主のようなものと認識している点である。つまり、日本の大政奉還・廃藩置県などの変化の意味を把握せずに、従来の見方を敷衍して、外務大丞の書契は宗氏の書契の前例に依るべしというのである。おそらく大院君は、外務省が意図した万国公法による外交の意味を十分に把握できていなかったのかもしれない。これら大院君の主張から読み取れることは、日本と朝鮮の外交を考える際に清朝が軸であったという点、そして「これまでになかったこと」に対する拒否反応の強さの2点である。

この大院君の意見に対して朴珪寿は真っ向から反対する。「皇・勅・大」字の使用については、「所謂大字皇字、不足屑屑較計、而天子字之改之、最是太関節当改者也⁹³」と、天子という表現のみ改めるべきと主張した。宗氏の職名、爵位が変更したことなどは「何関輕重於吾邦耶（「答上大院君・一」、751頁）」とし、日本が「天皇」という表現を使うことにも「彼之称天皇、蓋累千年矣、彼是国中自称自尊、何関於他国乎（「答上大院君・一」、751頁）」と論じていた。彼は書契の形式上の変化を重視するのではなく、日本が書契を送ってくるという事実を重視していたからこそ、このような対応ができたものと考えられる。彼は「春秋二百四十余年之間、交聘會盟為列国大事、而莫非以礼之事也、有失乎礼、則兵戈作焉、凡於交隣只宜以礼接之而已、目今日人之與我為隣二三百年、彼既修好為辞、則雖其中有詐、而我則以礼相接、使彼無辞可執無隙可乘（「答上大院君・三」、761頁）」と主張する。つまり、交隣においてはただ礼を以て接するのみであって、日本がすでに書契をもたらしてきている今、たとえその文中に問題があろうとも、朝鮮としては礼を以て接し、日本に乗じるべき隙を与えてはならないというわけである。

一方、原田氏がすでに指摘しているように⁹⁴、朴珪寿の場合も日本と西洋を同一視する「倭洋一体觀」を持っていた点では大院君と変わりなかった。朴珪寿は大院君と自らの主張を比べて「閣下

深憂遠慮、專在於彼方與洋打成一片也、專在於受此書契便是示弱也、小生深憂遠慮、亦在於倭洋一片、故謂不宜自我啓釁（「答上大院君・二」、754頁）」と論じていた。すなわち、大院君は「與洋打成一片」、つまり西洋と一緒にになった日本の書契を受け取ることが弱さを示すことになる点に重きを置いていたが、朴珪寿は「倭洋一片」となった今、書契を受け取らないことで「我より釁を啓く」ことを憂慮していたわけである。書契問題をことさらに言い立てることで「何故又失和好添一敵国耶（「答上大院君・一」、753頁）」というのが朴珪寿の思いだった。これらの事実は、彼にとっても、日本はあくまでも危険な存在であったことを示していよう。

また、朴珪寿の批判は、大院君らがこだわった、壬辰丁酉の倭乱（文禄慶長の役）の講和以来の日朝関係のあり方そのものにまで及ぶ。「所謂関白即其国之大將軍也、非有王号者也、当初我之講和時與関白相抗、己是失計之失計也、失体之失体也、堂堂一国君王、何乃與隣国人臣而相交抗礼乎（「答上大院君・五」766頁）」と、天皇の臣下である関白（将軍）と朝鮮国王が対等の関係であった従来の関係こそ誤りの最たるものだったと言うのである。朴珪寿が大院君らの主張に真っ向から反対できたのは、こうした交隣観と従来の関係に対する批判的態度があったからこそである。

書契授受をめぐる大院君と朴珪寿の論争は、高宗12年2月9日（明治8年3月16日）に結論が下された。「倭人齋來改修書契中違格者、設饗時、取見拋理責退事⁽⁴³⁾」と、次にもたらされる書契、すなわち明治8年書契にある違格は日本側使節と宴饗（＝会談）を執り行う際にそれを確認し、その場で理によって退けるように命じたのである。その後、国王は高宗12年5月10日（明治8年6月9日）、朝廷の高位要職にある者35名を招集して、再度書契授受問題について諮詢を行った。議論では書契受け取りの拒否（＝斥退）を主張する者が多く、その中の一人、右議政金^{キム・ヒョング}炳国の意見は「書契字様之一点一画、若不如前規、則直為退却即例也、今此書契（明治8年書契——筆者註）中数句語、不可与一点一画之比、則至于今相持者也、……今若捧納、雖曰無目下生釁之慮、而捧納以後、又安無難從之謂乎⁽⁴⁴⁾」というものであった。つまり、あくまでも書契は一点一画たりとも前例

から逸脱してはならないのである。この諮詢の結果、改めて日本側の書契受け取りを拒絶する決定が下される。拒絶の理由は3つで、「書契之不由馬島、自其外務省送来者、三百年所無之事、其不可許接一也、交隣文字不有謙恭、稱謂之間妄自尊大、則其不可許接二也、特設宴饗、寔出柔遠之德意、而諸般儀節頻變前規、則其不可許接三也⁽⁴⁵⁾」というものであった。

結局朝鮮は、慣例・前例にない変更をとがめたわけである。めまぐるしく変化する国際政治に対する対応としては、あまりに柔軟性を欠いた決定だったと言わざるを得ないが、それは従来の伝統、「不易之規」を守ろうとする対応と表裏の関係にもある。この時の朝鮮朝廷内での意見対立は、「不易之規」を守ることで「誠信」の証とする論理と、日本がもたらした書契に応答することが「礼」であるという論理との衝突であった。そして、結果として前者が論争の勝者となったわけである。その決め手として朴珪寿は「察之、則胸中雖有受見書契向後措処之意、而口不敢發、總皆懼却漫漶而止、此何為而然耶（「答上大院君・三」、758頁）」、すなわち、各自書契を受け取ろうという意もあったが、誰もそれを口に出さず脅迫を恐れ（懼却）、はっきりしなかった（漫漶）のだと述べて、大院君の暗然たる影響力を批判したのだった。しかし、戊辰書契の段階ですでに朝鮮側が「皇・勅」の使用から日本の朝鮮侵略を警戒し、その警戒感が壬申書契・明治8年書契の時も続き、書契受け取り問題に影響を与えていたという点も見落とせないだろう。しかも、この警戒感は書契受け取りの拒絶側と容認側の双方が持っていた。こうして、朝鮮は明治8年書契の受け取りを拒絶した。壬申書契以降の明治政府の自己主張も頑強であったが、この決定もまた、それに劣らず強固であったと言える。

しかしながら、大院君を初めとして朝鮮側は本来、日本との絶交を意図しているのでは決してなかった。戊辰書契以来、旧格に反することを理由に受け取りを拒絶していたが、それは旧格による書契ならば受け取るという意味の裏返しである。こうした朝鮮側の意図は現場レベルでは比較的早い段階で日本側に伝えられていた。すなわち、明治3（高宗7）年5月13日に行われた折衝では、訓導安東峻が「両国昇平の今日、突然と凶器を相

動し億兆の民命に係り候儀実天地に対し傍觀不相成事に候。何分にも御尽力有之平穩に歸し候道を偏に御周旋被下度深々希候（二・48頁）」と伝えてきていた。この点は広津弘信、森山茂も評価しており、「彼が弥親交拒絶の意なきこと顯然いたし候上は実に当節不取敢渡韓仕篤と其機熟を察し、徐々説示を加へ度儀と奉存候（二・51頁）」と外務省へ報告していた。明治初期の日朝交渉に際して広津や森山が取っていた基本的スタンスは、朝鮮側に「親交拒絶の意」は無く、必ず交渉は成立するというものだった。彼らは明治8（1875）年1月25日（高宗11年12月18日）の段階でも「臣等奉命の下、潛心彼国の情態を察するに其我に拒むの意あるが如きは蓋し必無の事⁴⁶⁾」と論じていた。また、高宗12年2月5日（明治8年3月13日）の朝鮮の朝廷での議論では、国王高宗が「所來書契、終不受見、殊非誠信之道、（中略）今番第令取見、苟有違格処、更為退斥未為不可也⁴⁷⁾」と述べて、書契に違格があろうともその受け取りに前向きな態度すら見せていたのである。にもかかわらず書契受け取り拒絶を決めたということは、朝鮮政府にとって書契がいかに重要であったかを示している。日朝共に自らの主張のみに専念し、結局のところ相手の言い分に耳を貸そうとしなかったことによって、8年間の交渉は打ち切られることとなったのである。

4. むすびに

本稿では、明治初期の日朝外交について、停頓の原因となった書契に現れた論理に注目して考察してきた。そこでは次のことが明らかとなった。交渉前期に作成された戊辰書契は、明治政府の「王政御一新」の通告という機能もさることながら、図書の返納と新印の使用を通して、対馬藩が朝鮮への依存を断ち切ろうとした側面により大きな意義があった。対馬藩は従来の朝鮮との関係を自ら「私」だったと称して、「公」たる日本への指向性を見せていた。地方から中央への同一化である。しかし、その「公」である明治政府からは、日朝交渉における対馬藩の存在こそが「私」の象徴であると見做される。中央が地方の存在を否定

するわけである。しかしその反面、対馬藩が訴えていた朝鮮からの「屈辱」は、尊王論を介することで比較的容易に「公」のものとなった。日朝外交という視点からは維新期の「国民国家化」にこうした地方と中央の思惑の綱引きが見てとれる。また、戊辰書契に対して、朝鮮は慣例からの逸脱を理由にその受け取りを拒絶したが、特に「皇・勅」の使用と対馬藩が従来の朝対関係を日本国内の論理から「私」とした点に強く反発していた。朝鮮にとっては、対馬との関係は「公」そのものだったからである。

明治3年書契は、戊辰書契の問題点を回避しつつも、やはり前例にない外務省から送った書契であった。内容から見ても、戊辰書契と壬申書契の中間的性格を持つものだったと言える。一方、壬申書契は、廃藩置県により対馬藩の存在が消滅し、名実共に日朝外交の日本側主体となった明治政府が従来の日朝外交の慣例に掣肘を受けずにその意思を前面に押し出したものだった。そこでは、戊辰時の書契問題以上の改変、すなわち「天子」、「大」字の使用が行われた。書契正文の日本文採用については、その始期が明治3年の可能性もあるが、壬申書契では確実に行われていた。この方針はその後も続けられ、明治8年に作られた書契は、それまでの書契問題の問題点を全て含んだものとなった。これに対し、朝鮮では受け取り拒絶派と容認派との間で論争が起こったが、結局、書契が慣例を逸脱していたことを理由に受け取りを拒絶した。

書契を介して日朝外交を見た時、日本と朝鮮との間で最も大きな違いが出たのが書契に対する意義付けであった。政治状況は常に変化するというのを考えた時、国内の政治状況の変化を伝えようとした日本の試みは、その限りで至極当然と言える。それを拒絶し続けた朝鮮に対して、現場で足かけ7年間日朝外交に携わった森山茂が言った「貴国は約条を重んじて好誼を軽んずるが如し」という一言は、その意味で妥当なものと言える。しかし、戊辰・壬申の両書契で対馬藩や明治政府が表現していたのは朝鮮に対する対決的姿勢であった点を見落としてはならない。これらの書契に表現されていた「好誼」が果して何だったのかは再度考えるべきだろう。

一方、朝鮮でも朴珪寿が「彼既修好為辞、則雖

其中有詐、而我則以礼相接」と論じ、国王高宗も「所来書契、終不受見、殊非誠信之道」と、書契の受け取りだけでも行おうとする意見はあった。だが、それ以上に朝鮮の支配的な書契観は「書契字様之一点一画、若不如前規、則直為退却即例也」(金炳国)というように、書契は一点一画もおろそかにしてはならず、「不易之規」を守っていくことが互の「誠信」の証だったのである。数百年営まれ続けてきた「交隣」関係を考えれば、この主張にも一理あると言わざるを得ない。また、日本に対する警戒心が強く働いていた点も考慮に入れるべきであろう。書契問題は単に書式変更を意味するだけでなく、対馬藩・明治政府・朝鮮政府の三者が自らの立場を明らかにしようと試みた場であった。最終的には書契観の違いを双方歩み寄らせることなく交渉は打ち切られる。そして、朝鮮が守ろうとした従来の交隣関係は、日本が日朝間にも適用しようとした万国公法的な価値観に基づく砲艦外交によって打ち崩されることになるのである。

[注]

- (1) ここで言う「征韓論」は、明治6年政変に関わる「西郷遣韓論」に局限されるものではなく、明治初期に見られた朝鮮侵略論全般を指す。
- (2) 田保橋潔(1940/1972)、沈箕載(1997)、金義煥(1974)など多数。
- (3) この問題を比較的大きく扱っている研究として、高橋秀直(1991)がある。
- (4) 荒野泰典(1988)。
- (5) 慶応4年9月8日に改元し、明治元年となった。
- (6) 孫承詒(1994)、李京錫(2000)など韓国人研究者が、この「倭館接収」を「倭館占領」だったと論じている点は日本人が知るべき視点の1つである。
- (7) <http://www.jacar.go.jp/index.htm> アクセス日は2003年9月6日、10月1日～20日。
- (8) 明治2年6月の版籍奉還を受けて厳原藩と改称するが、本稿では基本的に対馬藩と呼ぶことにする。
- (9) 木村直也(1988)、同(1995)、石川寛(1998)など参照。
- (10) 日本国外務省原案・韓国日本問題研究会編『朝鮮外交事務書』一(成進文化社、韓国・ソウル、1971年)、75頁。以下本史料からの引用は、本文中に巻数・頁数のみ記載する。例えば、一巻の75頁は(一・75頁)と記す。
- (11) 米谷均(1995)、石川(2002)。
- (12) 石川(2002)。
- (13) 東京大学史料編纂所蔵、宗家史料「御在国毎日記」明治元年10月8日条。
- (14) 東京大学史料編纂所蔵、「宗重正家記」二、朝鮮事件一。この先問書契は『大日本外交文書』、『朝鮮外交事務書』(=『朝鮮事務書』)、『朝鮮交際始末』、大韓民国文教部国史編纂委員会編纂発行『龍湖閑録(四)』(文書番号1060、「対馬島主書契及大修大差倭平和節書契別副謄本」(韓国・ソウル、1980年))などにも収録されている。なお、引用に際して、明らかに誤字・欠字と思われる箇所は筆者が訂正し、補った。
- (15) 石川(2003)。
- (16) 「公」と「私」の別については、田原嗣郎「日本の『公・私』」[溝口雄三(1995)所収]参照。
- (17) 外務省調査部編纂(1936)『大日本外交文書』第一巻第二冊、日本国際協会、文書番号706。なお「別副」は省略した。
- (18) 妻木忠太編(1932)『木戸孝允日記』第一巻、日本史籍協会、159頁。
- (19) 玄明詰(1992)、石川(2002)参照。
- (20) 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編(1972)『勝海舟全集』一八巻、海舟日記I、勁草書房、50頁。文久3年4月27日。
- (21) 石田徹(2000)参照。
- (22) 『龍湖閑録(四)』、文書番号1064、「東萊府使謄報草」。
- (23) 同前。
- (24) 金義煥(1974)、66頁の註5によれば、この覚書は同時にではなく、11月に入って別々に手交されたものだという。
- (25) 奥義制編『朝鮮交際始末』巻之一、明治2年11月。以下、本史料よりの引用は、本文中に巻数・当該年月を記載する。例えば巻之一の明治2年11月は(巻之一・明治2年11月)と記す。
- (26) 日本文と漢訳文があるものは『朝鮮外交事務書』、『朝鮮交際始末』であり、漢文しかないものは『朝鮮講信録』と『朝鮮交際録』(ただし沢外務卿の書契のみ収録)である。
- (27) 田保橋潔、金義煥、沈箕載の各氏は、この時の書契は漢文によるものとされている。田保橋氏、金氏の典拠は『朝鮮交際始末』だが、そこには日本文とその漢訳文が両方記載されており、田保橋氏らが漢文を正文とする理由は明らかではない。この点ご教示を乞う。
- (28) 尚、引用に際して、明らかに欠字と思われる箇所は筆者が補った。
- (29) 『朝鮮講信録』二、「宗從四位ヨリ維新報知書契案同上(尋交ノ見込伊万里県建言ニ付外務省伺)」(『公文録』明治8年・第306巻所収)。
- (30) この点から考えると、明治3年書契の成分は漢文であった可能性が高いと思われる。
- (31) [注](29)。
- (32) 高橋(1991)。

- (33) 『大日本外交文書』第三卷，文書番号 89。
 - (34) 宗氏の「家役」拝辞問題の詳細については「外交一元化過程」の諸研究（荒野（1988），石川（1998）など）を参照のこと。
 - (35) 『朝鮮理事誌』
 - (36) 朝鮮との交渉成功の見込みが高と考えられ，明治 4（高宗 8）年以来，現場で支持され続けた方策である。
 - (37) 当時，倭館に滞在する日本人は倭館の敷地から出ることを禁じられていた。館倭擯出とは，その禁を破り倭館の敷地を出ることを指す。この時は朝鮮側の回答を求めて直接東萊府へ向かった。
 - (38) この論争と朴珪寿の外交論についての詳細な議論は原田環（1997），第 6 章参照。
 - (39) 『龍湖閑録（四）』，文書番号 1130「大院位録記・直谷閒商倭情條弁」。以下，大院君の主張は本史料による。
 - (40) 朝鮮側へは日本語の正文とその漢訳文が手交される。
 - (41) 韓国学文献研究所編（1978）『朴珪寿全集（上）』韓国・ソウル，亜細亜文化社，「答上左相」，769 頁。以下本史料よりの引用は本文中に文書名と頁数のみ記載する。
 - (42) [注] (38)。
 - (43) 『日省録』高宗篇 12（ソウル大学校出版部，韓国・ソウル，1972 年），高宗 12 年 2 月 9 日。
 - (44) 『日省録』高宗篇 12，高宗 12 年 5 月 10 日。
 - (45) 『日省録』高宗篇 12，高宗 12 年 5 月 10 日。
 - (46) 『三条家文書』32-15（リール No.20）。
 - (47) 『日省録』高宗篇 12，高宗 12 年 2 月 5 日。
- 参考文献**
- 荒野泰典（1988）『近世日本と東アジア』東京大学出版会。
- 沈箕載（1997）『幕末維新日朝外交史の研究』臨川書店。
- 田保橋潔『近代日鮮関係の研究・上巻』朝鮮総督府，1940 年・復刻版宗高書房，1972 年。
- 原田環（1997）『朝鮮の開国と近代化』溪水社。
- 溝口雄三（1995）『中国の公と私』研文出版。
- 金義煥（1974）『朝鮮近代対日関係史研究』景仁文化社，韓国・ソウル [韓国語]。
- 孫承喆（1994）『朝鮮時代韓日関係史研究』知性の泉，韓国・ソウル [韓国語]。
- [雑誌論文]
- 李京錫（2000）「アジア主義の成立基盤の崩壊」『早稲田政治公法研究』第 65 号所収。
- 石川寛（1998）「明治維新时期における対馬藩の動向」歴史学研究会編『歴史学研究』第 709 号所収。
- （2000）「日朝関係の近代的改編と対馬藩」日本史研究会編『日本史研究』480 号所収。
- （2003）「明治期の大修参判使と対馬藩」『歴史学研究』第 775 号所収。
- 石田徹（2000）「征韓論再考」『早稲田政治公法研究』第 65 号所収。
- 木村直也（1988）「元治元年大島友之允の朝鮮進出建白書について（上）」三田史学会編『史学』57-4 号所収。
- （1995）「幕末期の朝鮮進出論とその政策化」『歴史学研究』第 679 号所収。
- 高橋秀直（1991）「廃藩置県後の朝鮮政策」神戸商科大学経済研究所編『人文論集』26-3/4 号所収。
- 玄明喆（1992）「対馬藩『攘夷政権』の成立について」北大史学会編『北大史学』32 号所収。
- 米谷均（1995）「近世日朝関係における対馬藩主の上表文について」『朝鮮学報』第 154 輯所収。